

裾野市発注工事の技術者の兼任等に係る取扱いについて

1 趣旨

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者の兼任等の取扱いについては、次のとおりとする。

2 主任技術者の兼任

- (1) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項の規定に基づく専任の主任技術者の兼任については、次のとおり取り扱う。なお、この取扱いは、専任の監理技術者については適用しない。

ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場同士の距離が直線で 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、兼任することができる。と判断する。

イ アの場合において、主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件とする。

ウ ア及びイの適用に当たっては、個々の工事の状況や距離等の条件を踏まえ、適正な施工に支障をきたさないこととする。

- (2) 主任技術者を兼任しようとする場合は、当該工事の監督員及び兼任する他の工事の監督員の承諾を得た上で、契約時に主任技術者の兼任申請書を 2 部提出するものとする。

3 同一の監理技術者等が複数工事全体を管理する場合の取扱い

- (1) 同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合について、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得たときは、これら複数の工事を一の工事とみなし、同一の監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）が当該複数工事全体を管理することができる。

- (2) 前号の承諾を得る場合は、契約時に監理技術者等の兼務申請書を 2 部提出するものとする。

4 適用開始

令和 7 年 2 月 1 日以降に契約を行う建設工事から適用する。